



沖縄県保育士・保育所総合支援センター通信



月
刊

きら*きら

July 2017

Vol. 14



沖縄県保育士・保育所総合支援センター

〒901-0152

那覇市小祿 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室

TEL 098-857-4001 FAX 098-857-4007

開所時間 月～金曜日 9:00～19:00 定休日 土・日・祝祭日

HP : <http://okihoku.com/>



どこからともなく聴こえてくる風鈴の音に



夏の料を感じる頃となりました。



みなさまお変わりございませんか(^^)？

INFOMATION

今回もたくさんの求人がきております。
興味のある園がありましたら、気軽にセンターの
安里・新垣までお問い合わせ下さい。
心よりご連絡お待ちしております。



求人申込施設

一覽表へGO！（別紙）

センターホームページへGO！

URL ⇒ <http://okihoiku.com/>



求人情報やイベント情報はこちらから♪
新着がある都度、更新します！！

Facebook も随時更新しています！
こちらにもお立ち寄りくださいませ♪



センターFacebookへGo！

<https://www.facebook.com/okihoiku>

セミナー情報

No.	講座内容	日程	時間	場所	申込方法
1	A-1 保育現場の今	7月 12日	水 13:30~15:00	ハローワーク那覇	窓口：各ハローワーク 職業相談窓口 電話：沖縄県保育士・保育所 総合支援センター ☎ 098-857-4001
2	B 保育のお仕事紹介	7月 19日			
3	A-2 現場で役立つスキル	7月 26日	木 14:30~16:00	ハローワーク沖縄	
3	B 保育のお仕事紹介	7月 13日			
4	A 保育現場の今	7月 27日	10:00~11:30	ハローワーク宮古	
5	保育のお仕事紹介	7月 26日	10:00~11:30	ハローワーク八重山	
6		7月 27日	10:00~11:30	ハローワーク八重山	

☆ コース案内 ☆

Aコース：保育園でお勤めしている現役保育士をお招きしてセミナーを実施しています！
保育の実践的なこと相談等ができる、保育士資格をお持ちの方向けのセミナーです！

Bコース：これから保育士になりたい方、保育の仕事に興味の
有る方向けのセミナーです。資格取得方法や受験勉強のコツ等
をお伝えするセミナーです！



セミナー風景

参加申込みお待ちしております♪

ほいくえん

見学ツアー



～保育園に行こう！

With 沖縄県保育士・保育所総合支援センター

お勤め先の候補園に見学へ行きませんか？

当センターの就労支援員が案内人としてお供します！

★午前中に実施します！ ★複数園を見学できる！

★実施日程は、参加者と相談の上決定します！

★就労支援員が一緒なので、見学の際に聞きたいこと・
要点が分かる！

★雇用保険受給中の方は就職活動実績になります！

お問い合わせ先 ⇒⇒⇒ 098-857-4001(担当:新垣・安里)

※参加者2名以上で実施条件です。ご了承ください。



保育園見学ツアー



～当日のスケジュール～

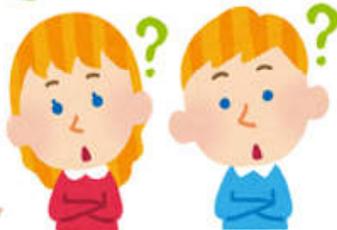
※この機会に保育園の中をのぞいてみませんか？



保育士の現場を見てみたい！



保育士資格は持っているが、働いた事がない、保育園ってどんなところ？



子供達とどんなふうに接しているのだろう？

面接を受ける前に園の様子を見たい！！

問い合わせ・申し込み先

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

TEL **098-857-4001** (担当:新垣・安里)

受付:月～金(祝祭日除く)9:00～19:00

※ 定員(4名)になり次第受付終了となります。

個人での見学も可能です、日程調整致しますのでご連絡下さい。

お電話おまち
しております





保育士の皆さま！

毎月の給与明細書は確認されていますか？

毎月楽しみにしているお給料日♪

皆さんは給与明細書をしっかり確認していますか(˘˘)？

これを機に、今月の給与明細書をじっくり眺めてみましょう！



給与明細書に記載されている内容として、大きく**4つ**の項目に分かれています。

- 1 勤怠・・・月々の勤務日数、勤務時間に関係した項目です。
- 2 支給・・・月々の基本給など支給（支払われるお金）に関係した項目です。
- 3 控除・・・月々の保険料、税金などの、控除（引かれるお金）に関係した項目です。
- 4 その他・・・一時的な項目で、年末調整等で支払われる、又は引かれるお金です。

③の控除額が、「何でこんなに引かれるの？」って疑問に思ったことはありませんか？
控除項目が、どのように計算されているか下の表で確認してみましょう！

保険料	計上の仕方	負担
健康保険料	「標準報酬月額」※×9.95%	園と職員で折半
介護保険料 (満40歳～64歳)	「標準報酬月額」※×1.65%	園と職員で折半
厚生年金保険料	「標準報酬月額」※×18.182%	園と職員で折半
雇用保険料	「給与の総支給額」×0.9%	園 0.6% 職員 0.3%
所得税	毎月支給される給与の額、扶養人数によって、税率が決まります。	職員 100%
住民税	前年の所得に応じて市町村が算定します。	職員 100%

社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険）は、病気やケガ、事故、失業、老後の生活などのリスクに備えて、国民の生活を保障するために設けられた公的な保険制度です。次号では、それぞれの保険で、どういった補償が受けられるかお話ししたいと思います。

※「標準報酬月額」とは、保険料の算定や給付金額の決定の基礎となるものです。

標準報酬月額表は次頁にてチェック ⇒ ⇒ ⇒



平成29年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：平成29年3月分～適用 ・厚生年金保険料率：平成28年9月分～平成29年8月分適用
 ・介護保険料率：平成29年3月分～適用 ・子ども・子育て拠出金率：平成28年4月分～適用

(沖縄県)

(単位：円)

標準報酬 等級 月額		報酬月額 円以上 円未満		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者		坑内員・船員	
				9.95%		11.60%		18.182%※		18.184%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	～	63,000	5,771.0	2,885.5	6,728.0	3,364.0				
2	68,000	63,000	73,000	6,766.0	3,383.0	7,888.0	3,944.0				
3	78,000	73,000	83,000	7,761.0	3,880.5	9,048.0	4,524.0				
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,756.0	4,378.0	10,208.0	5,104.0	16,000.16	8,000.08	16,001.92	8,000.96
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,751.0	4,875.5	11,368.0	5,684.0	17,818.36	8,909.18	17,820.32	8,910.16
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,348.0	5,174.0	12,064.0	6,032.0	18,909.28	9,454.64	18,911.36	9,455.68
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,945.0	5,472.5	12,760.0	6,380.0	20,000.20	10,000.10	20,002.40	10,001.20
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,741.0	5,870.5	13,688.0	6,844.0	21,454.76	10,727.38	21,457.12	10,728.56
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,537.0	6,268.5	14,616.0	7,308.0	22,909.32	11,454.66	22,911.84	11,455.92
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,333.0	6,666.5	15,544.0	7,772.0	24,363.88	12,181.94	24,366.56	12,183.28
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,129.0	7,064.5	16,472.0	8,236.0	25,818.44	12,909.22	25,821.28	12,910.64
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,925.0	7,462.5	17,400.0	8,700.0	27,273.00	13,636.50	27,276.00	13,638.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,920.0	7,960.0	18,560.0	9,280.0	29,091.20	14,545.60	29,094.40	14,547.20
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,915.0	8,457.5	19,720.0	9,860.0	30,909.40	15,454.70	30,912.80	15,456.40
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,910.0	8,955.0	20,880.0	10,440.0	32,727.60	16,363.80	32,731.20	16,365.60
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,905.0	9,452.5	22,040.0	11,020.0	34,545.80	17,272.90	34,549.60	17,274.80
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,900.0	9,950.0	23,200.0	11,600.0	36,364.00	18,182.00	36,368.00	18,184.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,890.0	10,945.0	25,520.0	12,760.0	40,000.40	20,000.20	40,004.80	20,002.40
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,880.0	11,940.0	27,840.0	13,920.0	43,636.80	21,818.40	43,641.60	21,820.80
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,870.0	12,935.0	30,160.0	15,080.0	47,273.20	23,636.60	47,278.40	23,639.20
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,860.0	13,930.0	32,480.0	16,240.0	50,909.60	25,454.80	50,915.20	25,457.60
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,850.0	14,925.0	34,800.0	17,400.0	54,546.00	27,273.00	54,552.00	27,276.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,840.0	15,920.0	37,120.0	18,560.0	58,182.40	29,091.20	58,188.80	29,094.40
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,830.0	16,915.0	39,440.0	19,720.0	61,818.80	30,909.40	61,825.60	30,912.80
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,820.0	17,910.0	41,760.0	20,880.0	65,455.20	32,727.60	65,462.40	32,731.20
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,810.0	18,905.0	44,080.0	22,040.0	69,091.60	34,545.80	69,098.40	34,549.60
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,795.0	20,397.5	47,560.0	23,780.0	74,548.20	37,274.10	74,554.40	37,277.20
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,780.0	21,890.0	51,040.0	25,520.0	80,000.60	40,000.40	80,009.60	40,004.80
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,765.0	23,382.5	54,520.0	27,260.0	85,455.40	42,727.70	85,464.80	42,732.40
30(27)	500,000	485,000	515,000	49,750.0	24,875.0	58,000.0	29,000.0	90,910.00	45,455.00	90,920.00	45,460.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	52,735.0	26,367.5	61,480.0	30,740.0	96,364.60	48,182.30	96,375.20	48,187.60
32(29)	560,000	545,000	575,000	55,720.0	27,860.0	64,960.0	32,480.0	101,819.20	50,909.60	101,830.40	50,915.20
33(30)	590,000	575,000	605,000	58,705.0	29,352.5	68,440.0	34,220.0	107,273.80	53,636.90	107,285.60	53,642.80
34(31)	620,000	605,000	635,000	61,690.0	30,845.0	71,920.0	35,960.0	112,728.40	56,364.20	112,740.80	56,370.40
35	650,000	635,000	665,000	64,675.0	32,337.5	75,400.0	37,700.0				
36	680,000	665,000	695,000	67,660.0	33,830.0	78,880.0	39,440.0				
37	710,000	695,000	730,000	70,645.0	35,322.5	82,360.0	41,180.0				
38	750,000	730,000	770,000	74,625.0	37,312.5	87,000.0	43,500.0				
39	790,000	770,000	810,000	78,605.0	39,302.5	91,640.0	45,820.0				
40	830,000	810,000	855,000	82,585.0	41,292.5	96,280.0	48,140.0				
41	880,000	855,000	905,000	87,560.0	43,780.0	102,080.0	51,040.0				
42	930,000	905,000	955,000	92,535.0	46,267.5	107,880.0	53,940.0				
43	980,000	955,000	1,005,000	97,510.0	48,750.0	113,680.0	56,840.0				
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	102,485.0	51,242.5	119,480.0	59,740.0				
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	108,465.0	54,227.5	126,440.0	63,220.0				
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	114,425.0	57,212.5	133,400.0	66,700.0				
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	120,395.0	60,197.5	140,360.0	70,180.0				
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	126,365.0	63,182.5	147,320.0	73,660.0				
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	132,335.0	66,167.5	154,280.0	77,140.0				
50	1,390,000	1,355,000	～	138,305.0	69,152.5	161,240.0	80,620.0				

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

- 一般の被保険者の方 ……13.182%～15.782%
- 坑内員の被保険者の方 ……13.184%～15.784%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.95%)に介護保険料率(1.65%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 34(31)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。
- ◆平成29年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 ①事業主が、給付から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、負担に基づき端数処理をすることができず。

○納入告知書の保険料額
 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額
 賞与にかかる保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金
 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.2%)を乗じて得た額の総額となります。

平成 29 年度も 20 施設以上の認可外保育施設が、認可保育所や小規模事業へと認可化される予定です。そこで、平成 28 年 11 月～平成 29 年 4 月までに開園した、認可移行施設（5 施設）の現場で働く 58 人の保育士さんの声をお届けいたします。どうぞ、就職活動のご参考に～♪

【保育経験年数】

*0～2年：14人 *3～10年：15人 *11～15年：8人 *16年以上：20人 *無記入：1人

【雇用形態】

*正規職員：32人 *非正規（臨時）職員：11人 *パート職員：12人 *無記入：3人

【認可移行施設ならではの良さは？】 ☆43/58人の回答から抜粋。

*認可外の時からの職員も多くいて、子ども達も認可外の時から在園していた子が殆どなので、移行しても落ち着いて過しているところ。

*これまでの保育内容に、新たな保育を取り入れ、保育の向上が図れること。

*いろいろな方法、皆の意見を取り入れたりと、とてもやりやすい。

*1から作りあげていくところ。

*園の環境が良くなった。整っている。

*保育のながれ、保育に関しての軸が出来ている。

*処遇面の安定。

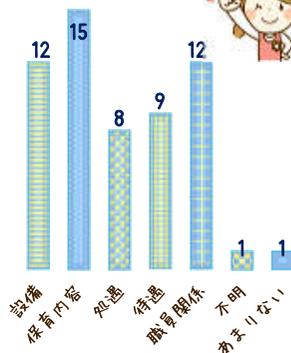
*急な休みが取りやすくなった。

*職員も認可に向けて一生懸命頑張っている所が良い。

*保育士と保護者との関係の良さ。

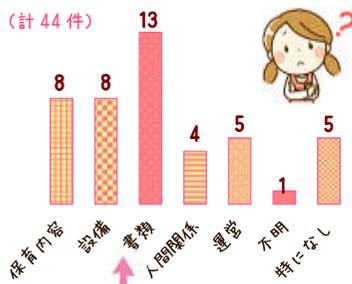
*ひとつのことに向かって皆の気持ちが固まり、協力・団結する。

(計 58 件)



【認可移行施設ならではの大変なことは？】 ☆36/58人の回答から抜粋。

(計 44 件)



*新人育成。

*いろいろなシステムができてない。

*職員も数名新しく、様々な価値観や保育内容があり変だった。

*新しい園舎のため、手探りでスタート。

*必要な書類が多く、形式から作っていくこと。

*保護者や子どもへの対応に以前より細かくなった気がする。

*引越し、開園準備。

*1から作りあげていくところ（書類など）

*全てが初めてという点。

*園をどんなふうにしていくのか、具体的に分らない。手探りな状態。

*新しい施設なので、安全面の確認が全保育士の共通認識にするまで時間がかかる。

現在も取り組んでいるようですが、「更に勤務時間内の書類作成時間を増加します」「偏りや遠慮が生じないようシフトへ導入する案を、ミーティングで話し合います」との報告がありました。

求人登録情報（6月末時点）

【求人園】 ⇒ 209件	【新規求人】
【正規求人】 ⇒ 40件	6月・・・ 14件
【臨時フルタイム求人】	*****
⇒ 93件	公立保育所・・・ 1件
【パートタイム求人】	私立認可園・・・ 11件
⇒ 92件	小規模保育園・・・ 2件

※登録求人数は流動的な数字となります。

◆ 保育現場で活躍していただけるよう、サポート致します！

平成29年度現時点で
26名就職決定！
保育士として活躍中です♡

受験生の方&受験を考えている皆さまへ!!!



平成29年保育士試験（後期実施分）

受験申請書 受付期間	平成29年6月29日(木)～7月26日(水) 当日消印有効 ※前期実施分(筆記試験4月、実技試験7月)を受験された方も後期実施分の受験を希望する場合は、改めて「受験申請の手引き(後期用)」を請求して受験申請してください。
受験申請書 (受験申請の手引き) 請求方法	受付・発送開始(予定):6月29日(木)～ ご請求方法は、下記ホームページまたはお電話にてご確認ください。 【ホームページ】 http://www.hoyokyo.or.jp/exam/ 【フリーダイヤル】 0120-4194-82 ※IP電話はつながりません。一般加入電話・携帯電話をご利用ください。
試験日程	筆記試験:10月21日(土)・22日(日) 実技試験:12月10日(日)
問い合わせ	保育士試験指定試験期間 一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター[Eメール]shiken@hoyokyo.or.jp 【フリーダイヤル】0120-4194-82 〒171-8536 東京都豊島区高田 3-19-10【代表電話】03-3590-5561

編集
後記

7月号「きら*きら」はいかがでしたか???
梅雨も明け、本格的に夏到来です！暑さや子どもたちのパワーに負けず、楽しく過ごしましょう(〇〇)♪

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

TEL 098-857-4001 / FAX 098-857-4007

編集担当者：安里 Email : asato@okihoku.com



このアドレスに
は感想など
送って下さい!!!